

明石商業高等学校職員室複合機賃貸仕様書

1 長期継続契約

本賃貸借契約は地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約として契約期間を 5 年とする。ただし、契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算が削減された場合又は年間予定賃貸借料総額未滿に減額された場合は、本賃貸借契約を解除する。

2 賃貸借期間

令和 7 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日まで

3 物件等

(1) 物件名、数量及び納品場所

- ① 物件名 明石商業高等学校職員室複合機賃貸借
- ② 物件数 複合機 1 台
- ③ 納入場所 明石市魚住町長坂寺 1250 番地 明石市立明石商業高等学校 A 棟 1 階職員室

(2) 規格

(3) ■カラーページ複合機

	品名(参考機種:PX-M7120FT)	項目	規格	数量
複 合 機	形状		カラー4色、独立型インク	1
	機能	解像度 読取り	300×400dpi、300×600dpi、600×600dpi	
		解像度 書込み	600×600dpi、600×1,200dpi	
		ウォームアップ時間	20.5 秒以下 スリープ復帰時間 3.4 秒以下	
		ファーストコピータイム	モノクロ 7 秒、カラー 7 秒	
		連続複写速度	モノクロ:22 枚/分(A4 横送り) カラー:21 枚/分(A4 横送り)	
		複写倍率	拡大・縮小各 3 段階以上、25%~400%(1%刻み)	
		給紙方式/給紙容量	合計:1,985 枚(普通紙)	
		連続複写枚数	999 枚	
		消費電力	約 39W 以下、スリープモード(節電)時:0.8W 以下	
		耐久性(製品寿命)A4 印刷	60 万ページまたは 5 年	
		プリントサイズ	本体…トレイ: A6 縦~A3 ノビ、ハガキ、封筒、不定形、用紙カセット: 6 縦~A3/リーガル/レター 不定形	
		連続プリント速度	モノクロ:25 枚/分(A4 横送り) カラー:24 枚/分(A4 横送り)	
		自動両面印刷	標準対応	
インターフェース	SuperSpeed USB、1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、			

		IEEE802.11a/b/g/n/ac (Wi-Fi 5)
	メモリ容量	2,048 MB(増設不可)
	付加機能	USB メモリからのダイレクトプリント
	スキャナ機能	カラースキャナー
	最大原稿読み取りサイズ	297×432 (A3、11×17")
	読取階調	RGB 各色 10bit 入力、1 または 8bit 出力
	読み取り解像度 (TWAIN)	50～9,600dpi (1dpi 刻み)
	付加機能	USB メモリへのダイレクトスキャン
	原稿送り装置の種類	自動両面原稿送り装置
	原稿サイズ	A3/B4/A4/B5/A5/A6/リーガル/レター
	原稿の収容可能枚数	50 枚 (64g/m ² 普通紙使用時)、または 5.5mm
	その他	4,600 ページ程度を印刷できる小容量トナーが使用可能なこと、1 枚ごとに課金されるコピーチャージ方式ではないこと、トナーについては、ベルマーク対象であること。
保守	内容	メーカーによる 5 年間オンサイト保守 定期交換部品付 (5 年)
オプション		増設 1 段カセットユニット×3 セット

本仕様書及び別紙に記載している仕様以上とすること。なお、同等以上かどうかは、仕様書等に対する質問書(指定様式)により質問して、回答を得ること。

4 初期設定作業

設定内容は概ね下記を予定する。詳細及び仕様書に記載のない事項については、明石商業高等学校事務局との協議のうえ、実施計画書を提出し、承認を得ること。また、設定作業にかかる費用は購入費用に含み、納入・設定にあたり発生した不具合については、受注者が対応すること。納入後 5 年間は、機器の障害に対して無償で対応すること。

現在設置されている職員用パソコン等に対して、必要な設定作業を行うこと。

室内の LAN 配線については基本的に既存配線を流用可能だが、ネットワーク構築上問題と思われる不良箇所がある場合は配線しなおすこと。

搬入設置・設定に際して、既存保守業者との設定調整が必要な場合は、本調達にその費用を含むこと。

機器の搬入日については、明石商業高等学校事務局と協議のうえ行うこと。

5 保守業務

「定期保守」

納入物件が常に良好、適正な機能を発揮し、その使用に耐えるよう定期的に専門技術者を派遣して、次に掲げる機器の保守点検を行うとともに、機器、ソフト、適正な助言、提案等を行うこと。

- (1) 清掃及び一般調整
- (2) 異常の有無の点検及び障害の修復

- (3) 必要な部分の性能検査
- (4) 自然消滅による機器の摩耗部分の修復・調整

「緊急保守」

機器の故障等、緊急に修理または調整を要する場合は、速やかにメーカー専門技術者を派遣し、48時間以内に正常な状態に復旧すること、機器を持ち帰る等、復旧に日数を要する場合は、その期間中代替機を設置するものとする。また、納入物品の操作等について、その利用者が電話、FAX 及び電子メール等で照会したときは、速やかに回答すること。

6 その他

- (1) 賃貸借期間終了後は、無償譲渡を行うものとする。
- (2) 既存機器の撤去、廃棄に関して今回に入札に含めること。
- (3) 賃貸料には動産総合保険料(ソフトウェアを除く)を含むこと。
- (4) 所有権留保付売買として扱うため、固定資産税は含まないこと。